

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	草津市
4. 届出番号	32
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/mynumber/dokuziriyou_todokede.html

執行機関名 草津市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和59年草津市告示第109号)による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1 第2の項 草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和59年草津市告示第109号)による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 市長は、幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)に対し、予算の範囲内において私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。 第2条 補助対象事業は、設置者が当該幼稚園に在園する3歳児・4歳児・5歳児の保護者(本市に居住する者に限る。)に対し保育料および入園料(以下「保育料等」と総称する。)を補助する事業とし、補助対象世帯および補助金の額は別表第1のとおりとする。ただし、補助対象世帯がひとり親世帯等(次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。)および別表第2の補助対象世帯に該当する場合の補助金の額は、同表のとおりとする。
⑦独自利用事務の関連規範		草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱